

下水道使用料検針業務委託特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この下水道使用料検針業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）は委託者常総市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する上下水道料金等検針・収納等業務に適用する。

(委託業務期間)

第2条 委託業務の委託期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(委託業務の範囲)

第3条 甲が乙に委託する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共下水道・大生郷特定公共下水道・農業集落排水のメーター検針業務
- (2) その他賦課及び使用水量の通知に付帯する業務

(業務施行の対象区域)

第4条 甲が乙に委託する業務の施行対象区域は令和6年3月末現在の検針対象区域のほかに随時、収納に関連する区域を加えるものとする。

第2章 賦課に関する業務

(賦課業務の範囲)

第5条 乙が実施する賦課業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月に行う定例賦課
- (2) (1)の結果に基づく下水道使用料金の計算、納入通知書等の作成及び発送
- (3) 検針経過の報告及び報告書の作成

(定例賦課)

第6条 定例賦課は、毎月実施するものとする。

(検針等業務に係る費用の負担)

第7条 甲は、乙に対して、検針等業務に係る郵送費用の負担をする。

(検針経過報告)

第8条 乙は、使用水量及び料金について、使用者及び調定月ごとに検針状況を整理し、経過及び結果を甲の必要に応じて報告するものとする。

(報告書の作成)

第9条 乙は、検針に関する資料に基づき、甲の必要に応じ、次の各号に掲げる報告書を作成し提出するものとする。

(1) 検針業務報告書(例月)

(2) その他の必要な報告書

第3章 雑則

(その他)

第10条 この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、甲乙間で協議のうえ定めるものとする。